

学校法人に関する法律等について



文部科学省高等教育局私学部参事官付

平成30年8月28日（火）



1. はじめに
2. 学校法人に関する主な法律等
3. 私立学校法について
4. 学校法人の機関について
5. 監事に期待される役割

参考1：その他私立学校法で定める内容について

参考2：大学設置基準等について

1. はじめに

学校法人や大学改革等に関する近年のキーワード

- 18才人口の減少
- 第4次産業革命
- Society5.0
- グローバル化
- 経営基盤の強化
- ガバナンス強化
- コンプライアンス強化
- アドミッションポリシー
- カリキュラムポリシー
- ディプロマポリシー
- FD・SD
- 地方創生
- 地域連携・地域貢献
- 産学連携
- 人生100年時代
- 社会人の学び直し
- 新たな高等教育機関
- アクティブラーニング
- 認証評価
- 情報公開・IR
- PDCAサイクル
- 給付型奨学金

私立学校の役割等

- ◆ 我が国の高等教育機関（大学、短大、高専）の約78.6%が私立。学生数の約73.2%が私立に在籍。

※H30年度学校基本調査（速報値）より

- ◆ 私立学校は、建学の精神に基づき個性豊かな活動を展開。

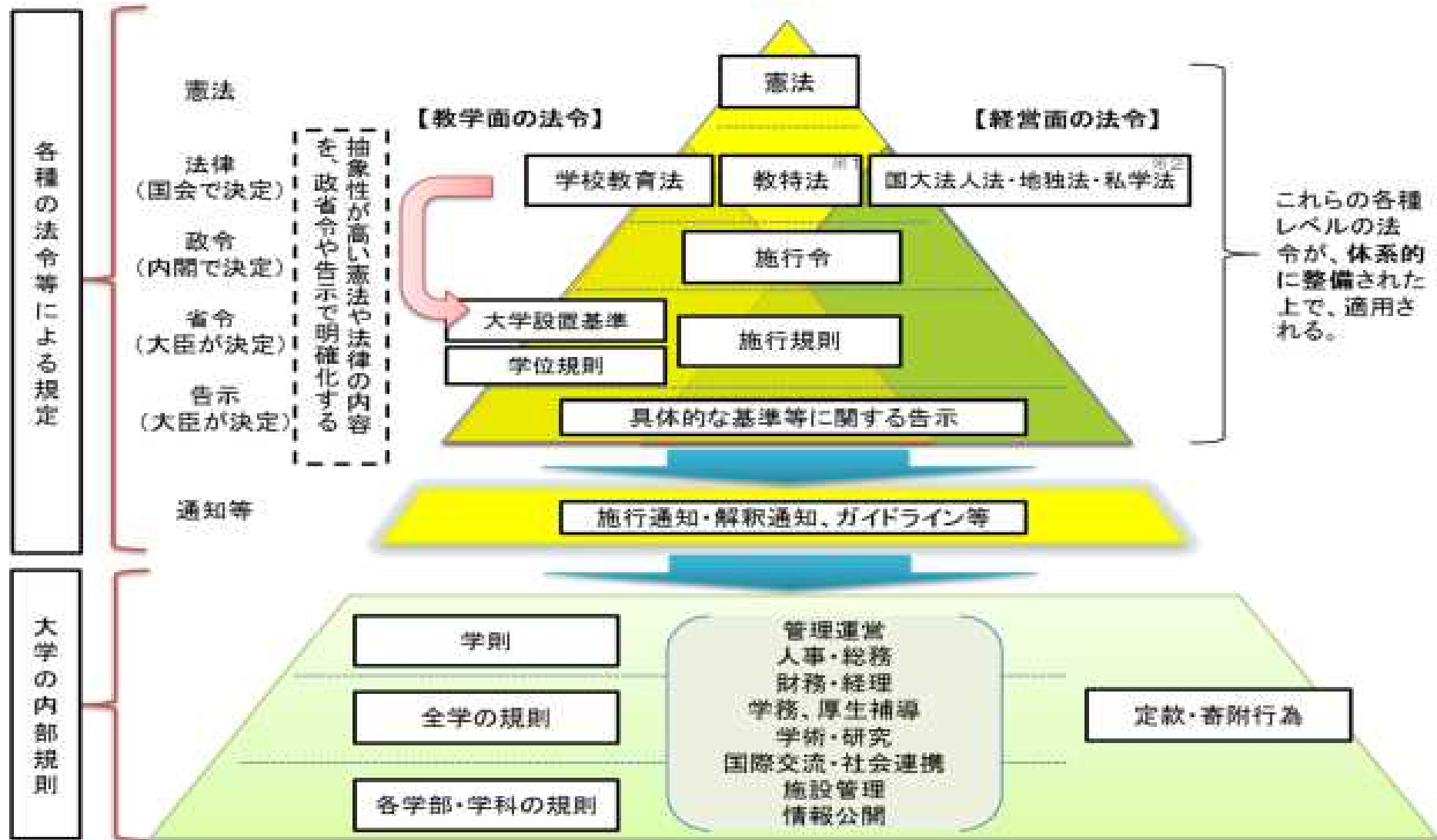
→ 私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって、質・量ともに重要な役割を果たしている。

- ◆ また、私立学校は、

→ それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化や積極的な情報公開などを行いつつ、国民の要請に応える个性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されている。

2. 学校法人に関する主な法律等

大学ガバナンスに関する教育・経営に係る法令の関係



※1: 教育公務員特例法, ※2: 国立大学法人法, 地方独立行政法人法, 私立学校法

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

学校法人会計基準

寄附行為審査基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・
補助金等について
規律

学校法人

大学

短大

高校

専修学校

⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

3. 私立学校法について

私立学校法について ①

■昭和24年制定

■私立学校の自主性を重んじ、公共性を高め、
もって私立学校の健全な発達を図ることが目的
【1条】

■第3章「学校法人」において、その設立や管理等について規定

■少子化等の社会情勢の変化を踏まえ、理事や監事制度等について平成16年に大幅改正
さらに平成26年にも改正

私立学校法について ②

私立学校法の一部を改正する法律の概要 (平成16年改正)

1.改正の趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、**様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化**を行うとともに、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行う。

2.改正の概要

(1)学校法人における管理運営制度の改善

理事会の設置等をはじめとして理事・**監事**・評議員会の制度を整備し**権限・役割分担を明確にする**ことにより、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

(2)財務情報の公開

学校法人が公共性を有する法人としての**説明責任を果たし**、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、**財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務付ける**。

(3)私立学校審議会の構成の見直し

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

私立学校法の一部を改正する法律の概要 (平成26年改正)

1.改正の趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、**私学全体に対する不信感につながるような異例な事態**に所轄庁が**適切に対応**するための仕組みを整備。

2.改正の概要

(1)所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備

(第60条関係)

- ① 学校法人が**法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる**。
- ② 学校法人が**措置命令に従わないときは、役員**の解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員**の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない**。

(2)報告及び検査の規定の整備 (第63条関係)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し**業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査**することができる。

(3)忠実義務規定の明確化 (第40条の2関係)

学校法人の理事は、**法令及び寄附行為を遵守**し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

平成26年4月 私立学校法改正の概要（私学法60条、63条関係）

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

（1）所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ①学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ②学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。
- ③措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

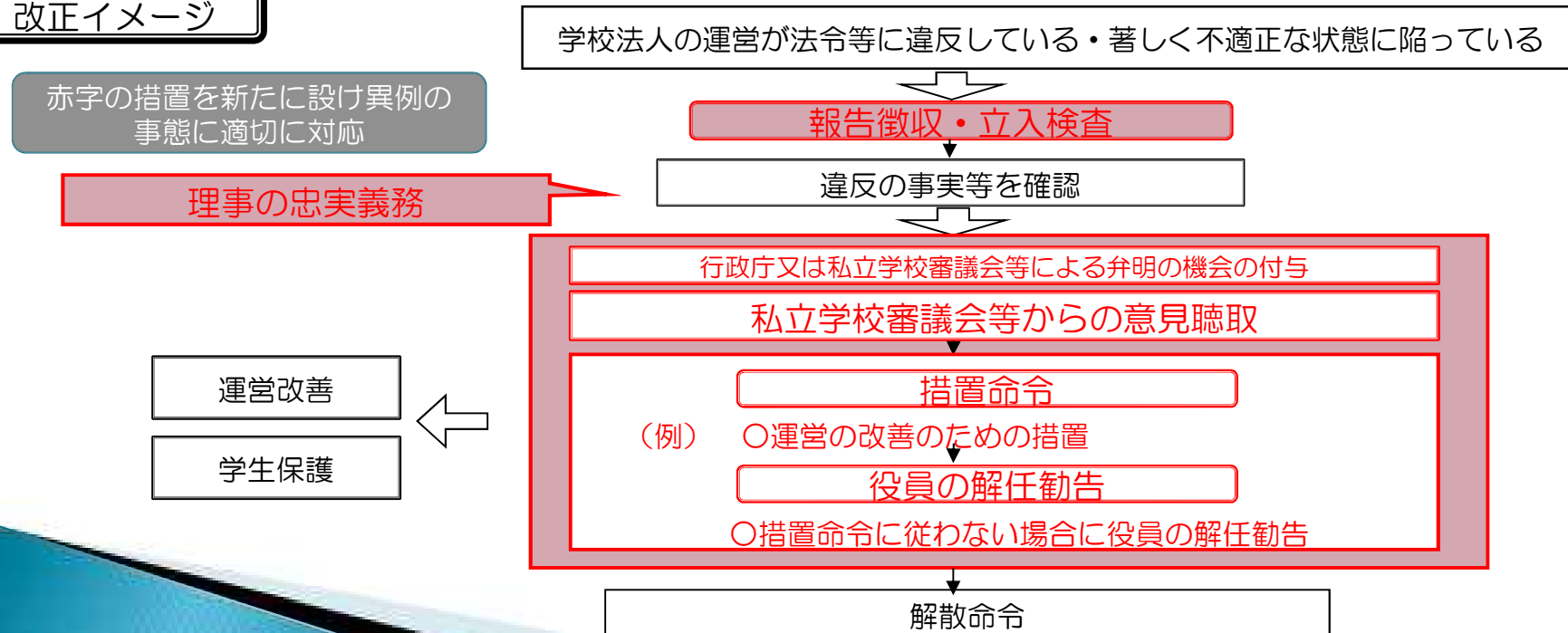
（2）報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

（3）忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 改正イメージ



4. 施行期日

平成26年4月2日

4. 学校法人の機関について

学校法人の機関

理事長

▶ 学校法人を代表し、業務を総理（＝最高業務執行機関）

【37条1項】

理事会

▶ 学校法人の業務を決する（＝最終的な意思決定機関）

【36条2項】

監事

▶ 学校法人を監査し、不正等があれば、所轄庁等に報告【37条3項】

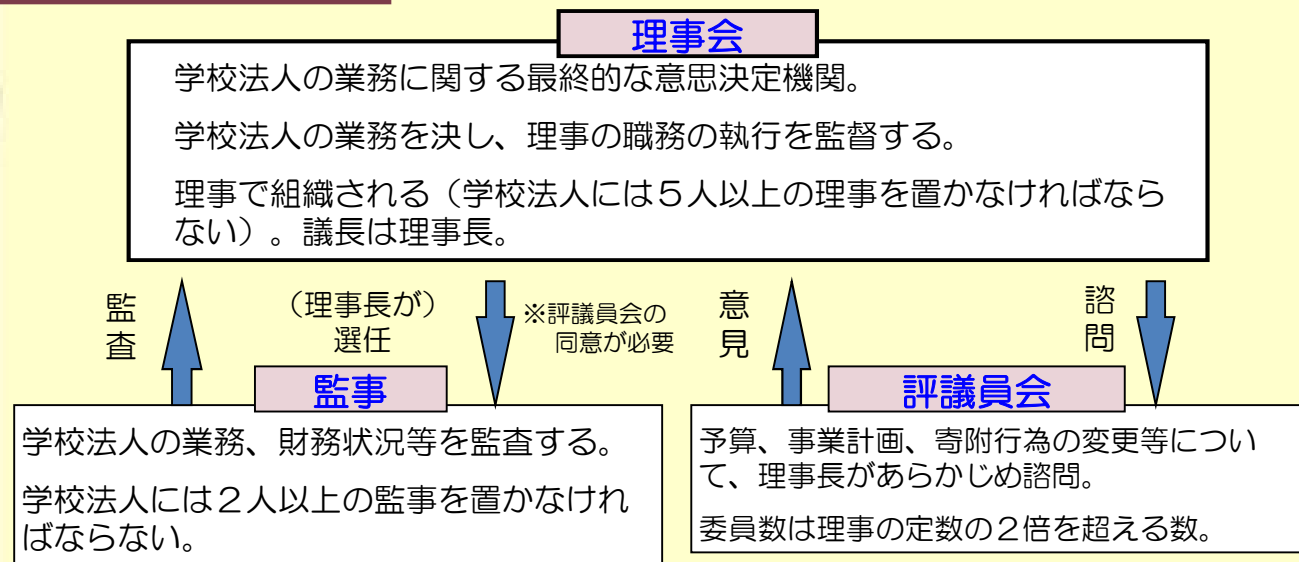
評議員会

▶ 学校法人の業務等につき意見を述べる諮問機関【42条】

学校法人の機関

- 学校法人の**最高意思決定機関**は、**合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表しその業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞く必要あり。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。

学校法人



【理事会】

- ・学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
- ・理事の職務の執行を監督
- ・私立学校の校長を理事として選任

【監事】

- ・学校法人の業務、財務状況等を監査

【評議員会】

- ・予算、事業計画、寄附行為の変更等に意見（理事長があらかじめ諮問）

学長の
理事就任

私立学校

校長（学長）は理事に就任する。（私立学校を複数設置している場合は、そのうち1人以上を理事とすることができる。）

私立学校を設置・運営

1. 監事について ①-1 <監事の職務>

◆学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

【私学法37条3項】

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

1. 監事について ①-2 <監事の職務>

私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（抄）抜粋
（平成16年7月23日文部科学事務次官通知）

【第三 留意事項】

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

②監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、**学校法人の運営全般が対象**となることに留意されたいこと。

カ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの所轄庁又は理事会及び評議員会への報告については、監事において当該内容や状況等に応じて適切に判断すべきであるが、仮に理事会及び評議員会に報告した場合に理事会又は評議員会において適切な対応がなされない場合には、所轄庁に報告されたいこと。

キ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等**監査の充実を図るための取組が期待される**こと。

1. 監事について ② <監事の選任>

- ◆ 評議員会が同意し、理事長が選任【38条4項】
- ◆ 2人以上を置く必要あり【35条1項】
- ◆ 理事、評議員、法人職員との兼任禁止【39条】
- ◆ 外部監事が1人以上含まれる必要あり【38条5項】
- ◆ 欠格事由あり【38条8項、学教法9条】

※ 監事（役員）の解任については、寄附行為において規定

【学校教育法9条各号】

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
（以下省略）

2. 理事会について <留意すべき主な点>

- ◆ 理事会は理事長が招集し、議長となる【36条3項、4項】
- ◆ 理事の過半数の出席が必要【36条5項】
- ◆ 議事は出席理事の過半数で決する【36条6項】
- ◆ 監事も出席して意見を述べることが必要【37条3項6号】

- ※ 理事の個人的な能力を期待して選任されていることから、本人の出席が原則（ただし、寄附行為に定めれば、みなし出席（書面による意思表示）も可能）
- ※ 寄附行為の定めに基づき、理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

3. 理事について ① <留意すべき主な点>

1. 選任関係

- ◆ 5人以上を置く必要あり【35条1項】
- ◆ 外部理事が1人以上含まれる必要あり【38条5項】
- ◆ 各役員（監事を含む）の親族は1人以内【38条7項】
- ◆ 欠格事由あり【38条8項、学教法9条】

2. 職務執行関係

- ◆ 定数の1 / 5をこえて欠けた場合、1月以内に補充が必要
【40条】 ※監事も同様
- ◆ 仮理事の選任【40条の4】
- ◆ 利益相反行為の規制【40条の5】

3. 理事について ② <理事の責任>

理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない
(忠実義務) 【40条の2】



違反すれば法人に対し損害賠償義務を負ったり、解任事由となる

4. 理事長について <留意すべき主な点>

◆ 理事の中から寄附行為の定めに従って選任【35条2項】

- 通常は理事総数の決議のもと、理事会で選任
- 意思決定機関はあくまで理事会
- 日常業務については、業務分掌規程等に定めることで、理事会が理事長に意思決定を行う権限を委任することも可能

◆ 毎年5月末までに、決算及び事業実績を評議員会に報告し、意見を求めることが必要【46条】

- 決算は理事会で審議・決定後、評議員会に報告
(予算は**予め**評議員会の意見を聞いた後、理事会で決定)

※理事長は登記が必要

(理事長及び寄附行為の定めにより代表権を有する理事以外の理事や監事は登記されない)

- 変更の登記は変更が生じたときから**2週間以内**【組合等登記令2条1項】

＜参考＞利益相反について

【私学法40条の5】

内容：「学校法人与理事との利益が相反する事項」については、当該理事は学校法人を代表できない。

趣旨：理事が自己の個人的利益のために法人の利益を犠牲にすることを防ぐ

利益が相反する事項の具体例：

- 学校法人が理事から土地を購入する場合
- 理事長が代表取締役を務める会社に学校法人が金銭を貸し付ける場合など

※利益相反に該当する場合、所轄庁（文科省の担当は私学部参事官付総括係）に特別代理人の選任を申請し、当該特別代理人に当該事項を行わせることが必要。

5. 評議員会について ① <評議員会の役割>

- ◆ 予算、事業計画等は理事長があらかじめ評議員会の意見を聴取する義務あり【42条1項】
寄附行為で定めれば、評議員会をそれらの議決機関とすることも可能【42条2項】

【私学法42条1項各号】

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画
- 三 寄附行為の変更
- 四 合併
- 五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 六 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

- ◆ 上記以外についても、評議員会は、役員に意見を述べたり諮問に答えたりすることなどが可能【43条】

5. 評議員会について ② <評議員の選任>

◆評議員は、法人職員、設置する学校の卒業生から1人以上選任するほか【44条1項】、具体的には寄附行為で規定

※解任については寄附行為で規定

【私学法44条1項】

評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

◆評議員は理事の定数の2倍をこえる数が必要【41条2項】

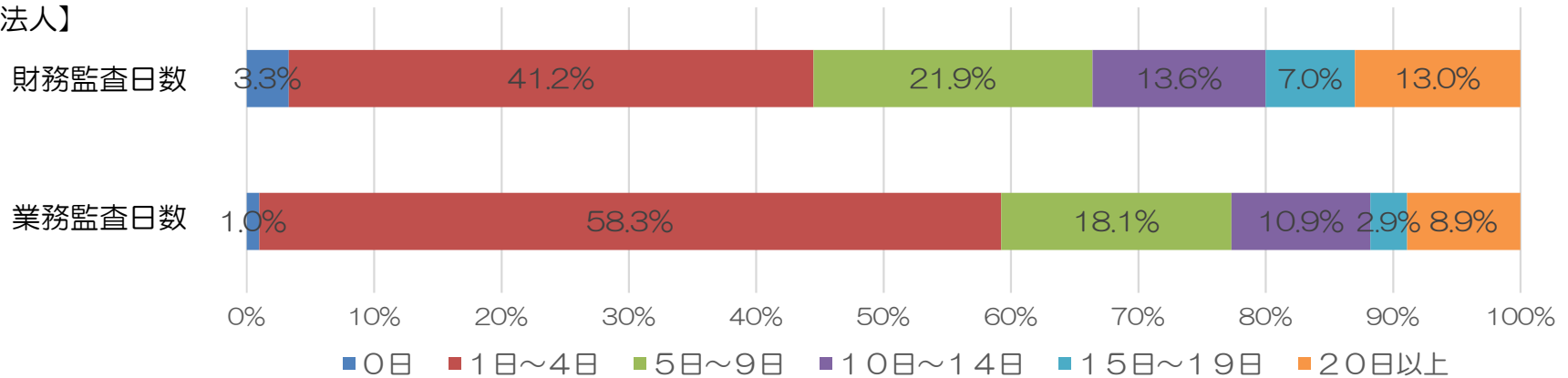
※ 議事などの評議員会の運営は概ね理事会と同様

5. 監事に期待される役割

監事業務の現状

◆監事による財務監査、業務監査について要した日数（のべ日数）について（H24年度）

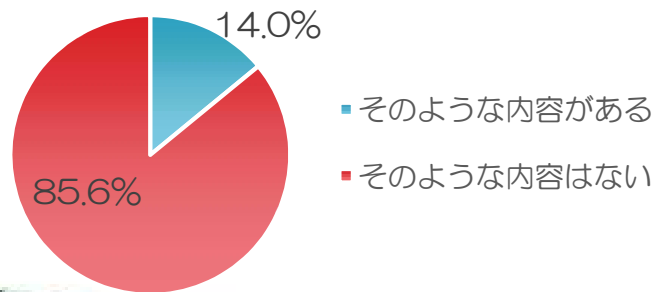
【大学法人】



◆監事による業務監査における是正意見について

- 監事による業務監査等にて法人運営に関する重要事項に対して是正意見等が出たことがあるか。
(過去3年間：H22~24年度)

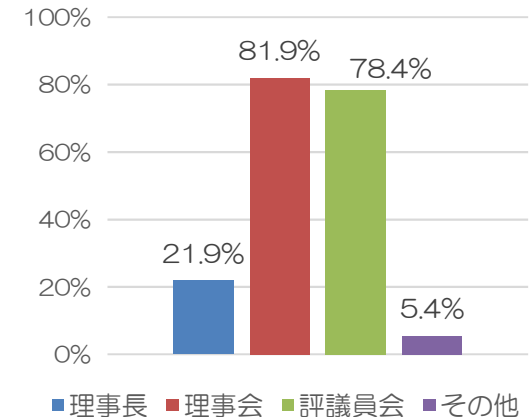
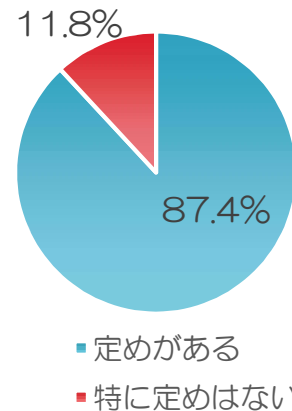
【大学法人】



◆監事による監査結果の報告について

- 監事による業務監査等の監査結果の報告に関する規程はあるか。また規程がある場合、報告先はどこか。

【大学法人】

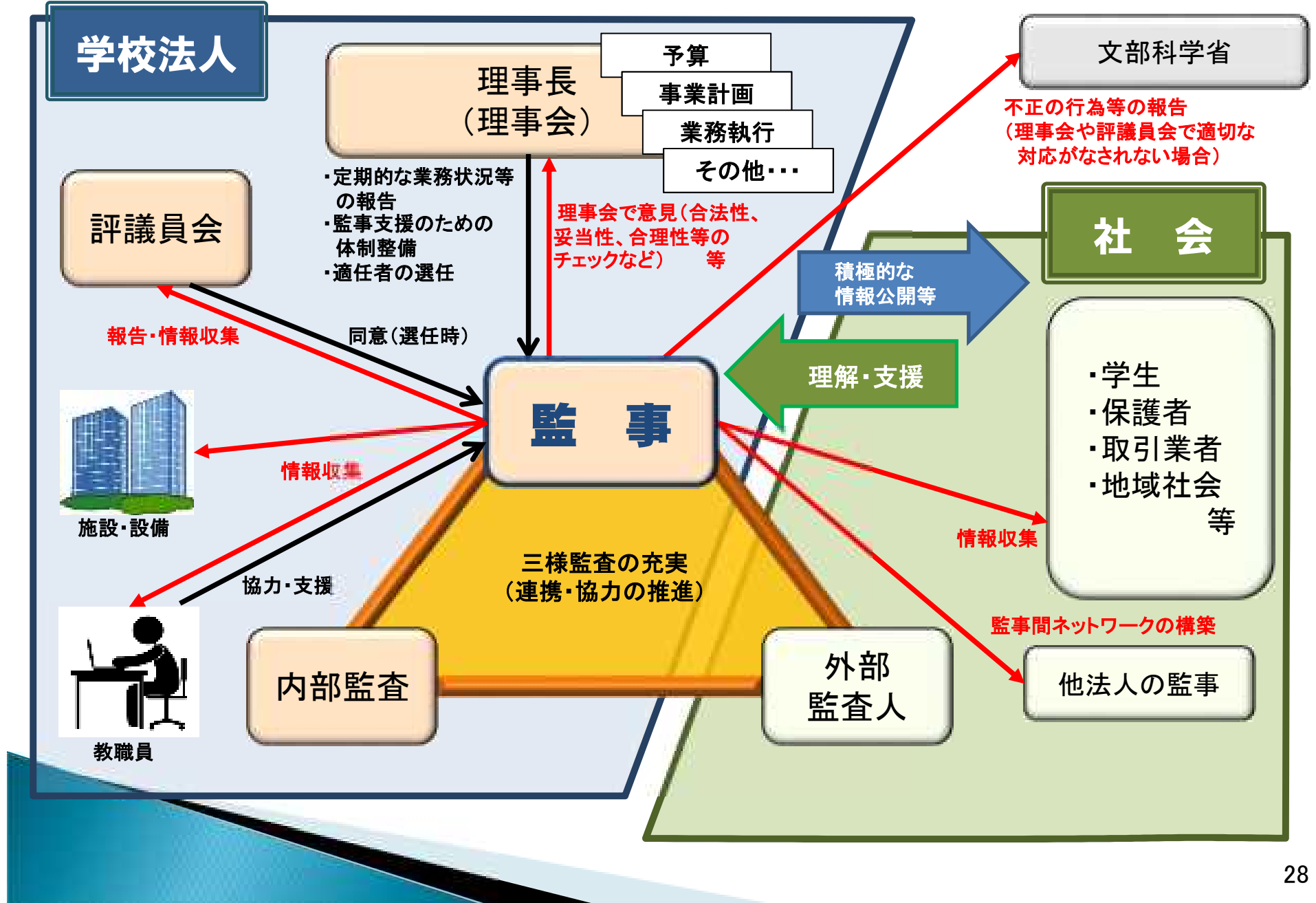


監事業務に期待される役割とは？

【大学法人】

- ◆ 予算編成や中長期計画に対するチェック 80.4%
- ◆ 監査における指摘事項の改善状況のチェック 66.4%
- ◆ 各部署の業務執行に対するチェック 64.3%
- ◆ 学部設置や施設設備整備計画等の妥当性のチェック
. . . . 63.9%

監事への期待



監事機能の充実強化のためのポイント

- ◆ 監事として適格な者を選
- ◆ 監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知
- ◆ 監事と理事長等との適切な関係の構築
- ◆ 監事の業務や責任に応じた報酬の支払い
- ◆ 監事の常勤化

等々

参考 1 : その他私立学校法で定める 内容について

財産の管理等について

財産目録等の作成、備付け及び閲覧

- ◆毎年5月末までに財産目録等の作成、備付け及び閲覧が必要【47条1項、2項】

一定の資産の保有

- ◆学校法人は私立学校に必要な施設及び設備、経営に必要な財産を有しなければならない【25条1項、2項】

収益事業

- ◆収益を目的とする事業を（寄附行為に規定することで）一部行うことが可能【26条】

所轄庁による学校法人に対する監督の手段

措置命令

▶法令の規定や寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命令できる【60条1項】

役員 の 解任勧告

▶措置命令に従わない場合、役員解任を勧告できる【60条9項】

収益事業 の停止

▶学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を実施した場合等、その事業の停止を命ずることができる。【61条】

解散命令

▶他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、解散を命ずることができる。【62条】

報告及び 検査

▶学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること等ができる。【63条1項】

学校法人の解散

学校法人の解散

◆学校法人が消滅に向けた手続（＝清算手続）に入ること

【私学法50条1項】

学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

学校法人の清算手続

基本的には旧理事が清算人に選任【50条の4】され、清算手続を行う

法人の財産を換価し、債務を弁済

最終的に残った残余財産を引き渡す（寄附行為で定めた者に帰属させ、いなければ国庫に帰属）【51条】

罰則について

【私学法66条】

次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 七 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
- 八 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
- 九 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

参考 2 : 大学設置基準等について

設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆収容定員◆

- 収容定員

◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織
- 研修の機会等

◆共同教育課程に関する特例◆

◆国際連携学科に関する特例◆

◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【審査の基準】教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。

〔施設・設備の整備状況〕

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。(校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。)

〔設置経費〕

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費(※)を下回っていないこと。

〔経常経費〕

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費(※)を下回っていないこと。

〔設置に必要な財源〕

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

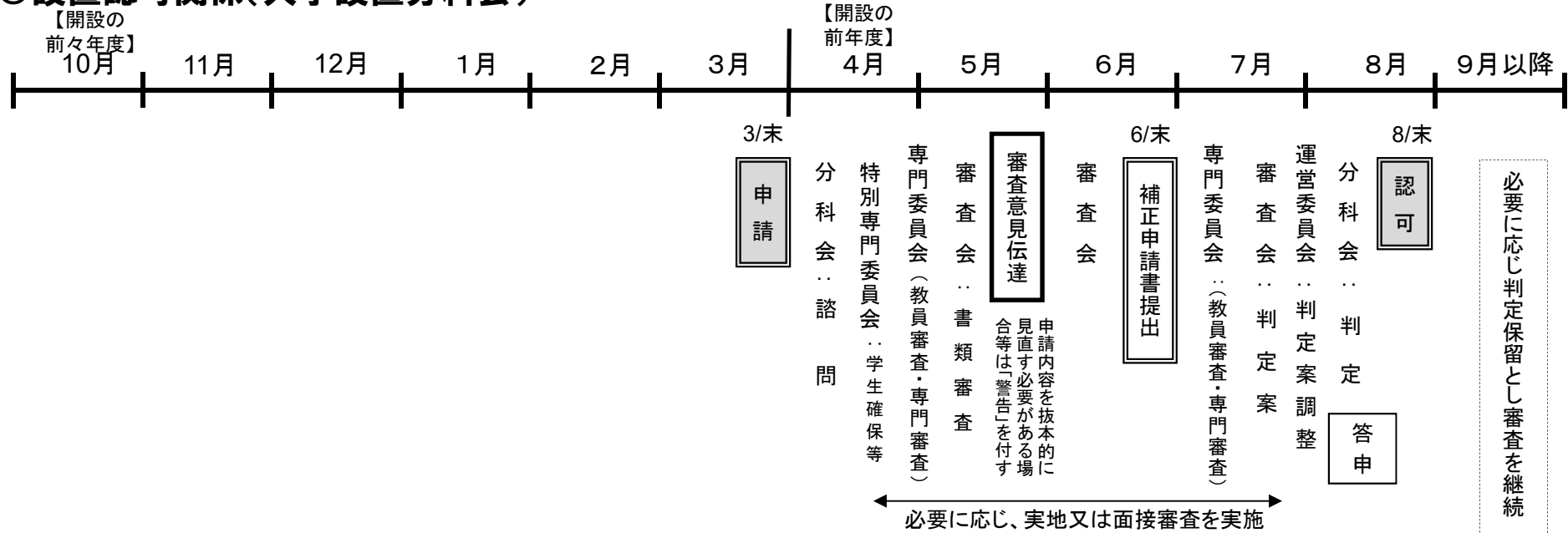
〔管理運営〕

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制(役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など)が整備されていること。

※ 大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

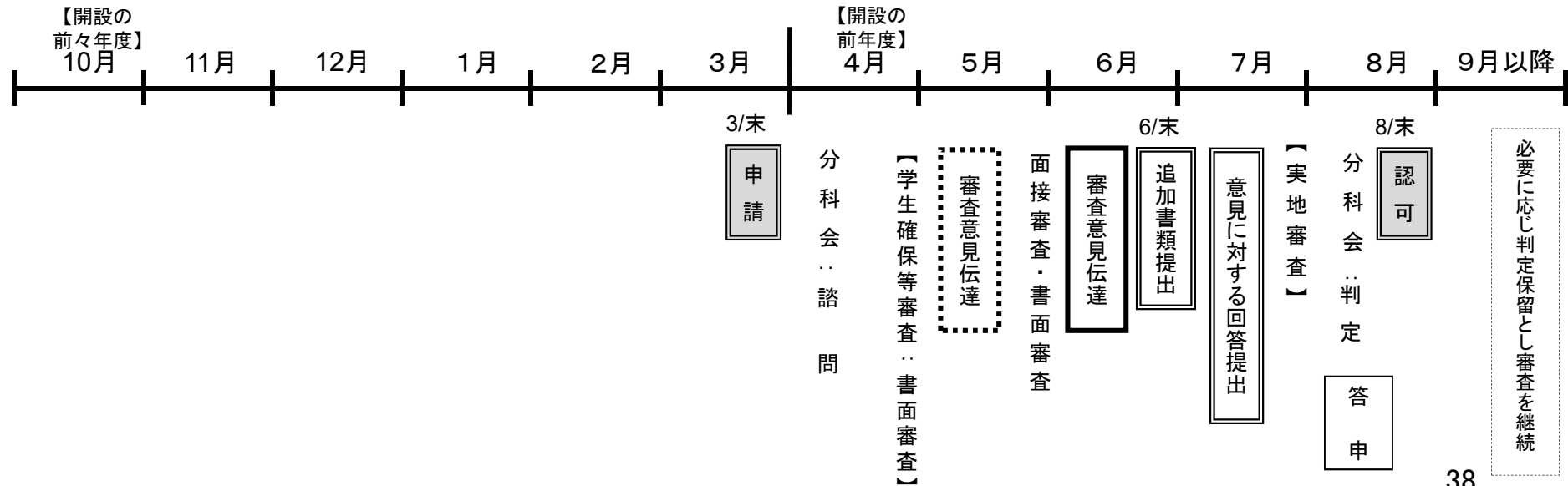
審査スケジュール（学部等新設の場合）

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

※私立大学の場合のみ



寄附行為について

- ◆ 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、所轄庁の認可を得ることが必要【30条1項】
 - 目的、名称
 - 設置する学校及び学部、学科等の名称又は種類
 - 役員の数、任期、選任及び解任の方法
 - 理事会、評議員会及び評議員に関する規定
 - 資産及び会計に関する規定
 - 収益を目的とする事業を行う場合、事業の種類その他その事業に関する規定
 - 解散に関する規定 など

※学校法人の設立の際には所轄庁の認可が必要【31条1項】

※寄附行為の変更の際には重要性に応じて所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要【45条】（届出事項は私立大学の学部の学科の廃止等）

※私学法と矛盾抵触する条項がある場合、私学法が優先する。

学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要

① 校地，施設及び設備

- ◇原則，申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし，一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費，標準経常経費

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は，「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば，当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は，「標準経常経費」以上であることが必要。

③ 設置経費，経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は，申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は，現金預金のほか国債等の有価証券で，一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち，学生納付金については，学生数が合理的に算定され，確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率，負債償還率

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないこと等



寄附行為（変更）認可の審査基準において求められる管理運営体制等

① 管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

ア 理事長の資質

- ・業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験

イ 理事体制の整備

- ・理事相互間の情報及び意見交換の機会の十分な確保

ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限，役員の構成（教学側の意向が適切に反映される構成）

エ 監事の支援体制の整備

- ・業務や財務に係る情報提供，内部監査部門等との情報共有，監事業務をサポートする人員の配置

オ 管理運営上必要な諸規程の整備

カ （偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合，再発防止のための必要な措置 など

② 管理運営状況，事務処理状況

学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないことが必要。この場合，以下の事項に留意。

ア 法令に基づく登記，届出，報告等の適正な実施

イ 役員間，教職員間又はこれらの者間における訴訟その他の紛争

ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還，その徴収する掛金，公租公課の支払状況

エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

③ 財務状況等

大学等を設置する学校法人にふさわしい財務状況等が確保されていることが必要。この場合，以下の事項に留意。

ア 収支バランス，ストックの状況，及び各種財務関係比率の状況

イ 財政計画の作成状況

ウ 寄附金，補助金の収納状況